第二十六条第七項中「並びに第十号」を「、第九号並びに第十一号」に改める。

第二十六条の三中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

第三十条第一項第一号中「第二十二条に」を「法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で」に、「ついて」を「ついての」に改める。

第三十三条の二第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次に掲げる措置を講じなければならない。

一　廃棄物管理施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二　廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2　廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過するまでに次に掲げる措置を講じなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4　前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

第三十四条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。

第三十四条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第三十五条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第三十五条の二第一項第四号中「第三十三条の二第一項の表第一号又は第二号」を「第三十三条の三第一項の表第一号又は第二号」に改め、同項第十五号中「第三十三条の二第二項第二十三号」を「第三十三条の三第二項第二十三号」に改め、同条第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物管理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第三十五条の三第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物管理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第四十条第二項中「副本」を「写し」に改める。

第四十一条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第一の二裏面中「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

別記様式第一の三裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第43条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15第１項、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者